

家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について(農林水産大臣宛て)

国庫補助金相当額を返納していない基金に係る基金総額等に対する

国庫補助金相当額(支出) 11億0432万円

1 家畜導入事業の概要等

(1) 事業の概要

農林水産省は、畜産振興総合対策事業実施要綱等（以下「実施要綱等」という。）に基づき、家畜導入の促進を目的として、家畜導入事業を実施していた。この事業は、事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、農林水産省が国庫補助金を交付するもので、昭和50年度以降国庫補助金の交付を受けて基金を造成した事業主体は、平成17年度まで家畜導入の促進を目的とした事業を継続して実施してきた。

家畜導入事業のうち特別導入事業は、市町村が事業主体となり実施要綱等のほか当該市町村の条例等に基づき肉用牛資源の維持・拡大等を図るため、肉用繁殖雌牛（以下「繁殖雌牛」という。）を導入しようとする満60歳以上の畜産業に従事する者等（以下「導入対象者」という。）に対して、事業主体が上記の基金を財源として購入した繁殖雌牛を一定期間（5年間又は3年間）貸し付け、貸付期間が満了したときに有償で譲渡するものである。そして、上記の基金は、導入対象者から納付される繁殖雌牛の譲渡代金等を繰り入れ、これを再び繁殖雌牛の購入に充てる回転型の基金となっている。

(2) 事業の終了と国庫補助金相当額の納付

農林水産省は、政府による国と地方の税財政改革により特別導入事業が税源移譲の対象とされたことから、17年度をもって本事業を終了した。これにより、17年度までに貸し付けた繁殖雌牛の貸付期間が18年度以降に満了して、その譲渡代金等が繰り入れられたときには、基金には使用見込みのない資金の残額が生ずることになるため、農林水産省は、これに係る国庫補助金相当額の国庫への納付に関する取扱いを「家畜導入事業実施要領の制定について」（以下「実施要領」という。）において定めた。これによると、事業主体は、17年度末に基金に残額が生じた場合は18年度中に、また、18年度以降に繁殖雌牛の貸付期間が満了して順次基金に繰り入れられる譲渡代金等については繰り入れ後遅滞なく、これらに係る国庫補助金相当額を都道府県を通じて国庫に納付することとされている。

したがって、本事業の最終年度の17年度に貸し付けられた繁殖雌牛に係る譲渡代金等が22年度末までに事業主体に納付されるため、事業主体は、23年度末までには特別導入事業により造成した基金に係る国庫補助金相当額の全額を都道府県を通じて国庫に納付することになる。

(3) 繁殖雌牛の導入に係る他の補助事業との重複禁止

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、農林水産省から要請を受けて、地域の肉用牛生産基盤の強化等を図るため、民間団体を事業主体として、中核的担い手育成増頭推進事業及び肉用子牛資質向上緊急支援事業を実施している。これらの事業は、繁殖雌牛の生産者に対して、増頭実績等に応じて増頭奨励金等を交付するものであり、国及び機構から繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付を受けていないことなどが増頭奨励金等の交付の要件とされている。

2 本院の検査結果

(1) 国庫への返納状況

検査の対象とした185事業主体のうち150事業主体が24年6月末までに国庫へ納付しており、1事業主体は、東日本大震災により被災した事業主体であり、24年12月までに国庫へ返納するとしている。

これに対して、残りの34事業主体は、いずれも鹿児島県下の事業主体であり、特別導入事業が継続中であるとして、18年度以降、実施要領に沿った国庫補助金相当額の納付を全く行っていなかった。

(2) 鹿児島県が継続して実施中であるとしている事業の実施状況

農林水産省が17年度をもって特別導入事業を終了させた後、鹿児島県は、18年8月1日に「鹿児島県家畜導入事業実施要領」（以下「県実施要領」という。）等を定めて、特別導入事業の事業主体となっていた市町村が引き続き同事業と同様の事業を実施できるようにしていた。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていた。

鹿児島県下で特別導入事業を実施していた38事業主体のうち、県実施要領に基づき18年度以降に新たに繁殖雌牛の貸付けを行っていたのは31事業主体であり、これらの事業主体は、18年度から23年度までの間に、基金から計16億4021万余円を取り崩し、計4,729頭の繁殖雌牛を購入して貸し付けていた。そして、38事業主体のうち4事業主体は、23年度中に国庫補助金相当額を納付していたが、残りの34事業主体は、事業が継続中であるとして23年度末までに納付していなかった。23年度末における34事業主体の34基金の状況は、鹿児島県によると、期末資金保有額計9億1653万余円、貸付残額計15億9357万余円、基金総額計25億1010万余円（国庫補助金相当額計10億8630万余円）となっている。

(3) 継続して実施中であるとしている事業において見受けられた事態

ア 廃用処分等による損失

特別導入事業において、県実施要領に基づき18年度以降に新たに繁殖雌牛の貸付けを行っていた鹿児島県下の31事業主体のうち、14事業主体は、18年度以降に購入して貸し付けた4,729頭のうち130頭を廃用処分等にしており、この処理状況をみると、売却額が購入費用を上回った繁殖雌牛は1頭もなく、130頭全てにおいて廃用処分等による損失が生じ、基金が3719万余円（国庫補助金相当額1801万余円）減少していた。このため、前記の鹿児島県による23年度末の基金総額計25億1010万余円（国庫補助金相当額計10億8630万余円）は、この基金の減少額を控除した額となっており、県実施要領に基づく貸付けが行われていなければ、基金総額は25億4730万余円（国庫補助金相当額11億0432万余円）になっていたと認められる。

イ 繁殖雌牛の導入に係る他の補助事業との重複

特別導入事業により造成した基金を財源として、18年度以降に貸し付けられた4,729頭の繁殖雌牛のうち、93頭（貸付額計3264万余円、国庫補助金相当額計1346万余円）は、機構の事業である中核的担い手育成増頭推進事業等の補助の対象となっており、繁殖雌牛の生産者に増頭奨励金等として計717万円（機構の補助金相当額同額）が交付されていた。

しかし、上記の機構の事業においては、国及び機構から繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付を受けていないことなどが交付の要件とされているため、鹿児島県は、上記の93頭の貸付けを受けている者に対して、他の都道府県の生産者では受けられない国費に由来する利益を享受させる結果となっていると認められる。

3 本院が要求する是正の処置

農林水産省は、自ら又は機構を通じて、肉用牛資源の維持・拡大等を図るために都道府県等を事業主体として各種の補助事業を実施している。そして、これらの補助事業においては、事業が適正に実施されることはもとより、事業主体間における公平が確保されることが求められる。

ついては、農林水産省において、特別導入事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするため、鹿児島県下の34事業主体が18年度から23年度までに納付すべきであった特別導入事業に係る基金の国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう是正の処置を要求する。